



MITSUBISHI
CHEMICAL
GROUP

三菱ケミカル株式会社
東京都千代田区丸の内 1-1-1 パレスビル
〒100-8251

2023年4月3日

お客様 各位

ポリマーズ&コンパウンズ/MMAビジネスグループ
ポリマーズ本部 エンジニアリングプラスチック事業部
P S Q Aグループ

POPs 条約規制物質 不使用証明書

1. 調査対象製品

以下の製品とその包装材料

ポリブチレンテレフタレート樹脂 NOVADURAN™

2. 調査対象物質

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）対象物質(2019年1月7日追加)

附属書A（廃絶）

附属書B（制限）

附属書C（非意図的生成物）

3. 調査結果

対象製品は調査対象物質を意図的に使用しておりません。

注意事項：

POPs 条約は加盟国が対象物質について、それぞれ条約を担保できる様に国内の諸法令で規制するもので、加盟国の法令に従うものとなります。

本文書は、現時点で入手できた情報に基づいて作成しており、記載事項に関して将来にわたって保証するものではありません。

以上